

添付法令資料 3 :

立地許可、管理許可及び海域における立地許可に関する 2020 年 9 月 25 日付  
インドネシア共和国海洋・漁業大臣規則 No.54/PERMEN-KP/2020 (目次)  
同年 10 月 9 日施行

第 1 章	総則
第 1 節	意味 (第 1 条)
第 2 節	範囲 (第 2 条)
第 2 章	立地許可
第 1 節	通則 (第 3 条ないし第 9 条)
第 2 節	立地許可の付与 (第 10 条及び第 11 条)
第 3 節	立地許可の発行手続 (第 12 条ないし第 16 条)
第 4 節	有効期間 (第 17 条ないし第 20 条)
第 5 節	権利及び義務 (第 21 条及び第 22 条)
第 3 章	海域における立地許可
第 1 節	通則 (第 23 条及び第 24 条)
第 2 節	海域における立地許可の付与 (第 25 条ないし第 34 条)
第 3 節	海域における立地許可の付与手続 (第 35 条ないし第 40 条)
第 4 節	有効期間 (第 41 条ないし第 43 条)
第 5 節	権利及び義務 (第 44 条及び第 45 条)
第 4 章	管理許可
第 1 節	通則 (第 46 条及び第 47 条)
第 2 節	管理許可の発行手続 (第 48 条ないし第 54 条)
第 3 節	有効期間 (第 55 条ないし第 60 条)
第 5 章	地域社会及び伝統的社会のための立地許可及び管理許可の優遇 (第 61 条 ないし第 75 条)
第 6 章	立地の決定 (第 76 条ないし第 81 条)
第 7 章	データの提示及び維持 (第 82 条)
第 8 章	監督 (第 83 条)
第 9 章	制裁 (第 84 条ないし第 86 条)
第 10 章	経過規定 (第 87 条及び第 88 条)
第 11 章	終則 (第 89 条及び第 90 条)